

ひょうごの魅力をお届けお仕事体験 業務委託仕様書

1 目的

人類共通の課題解決に向けたアイデアを提言する 21 世紀型の万博では、単に万博を見るだけでなく、子どもたちが万博へ主体的に関わり、子どもたちが共創していく体験にこそ意味がある。県内各地で展開するひょうごフィールドパビリオンの活動に触れ、携わる人や地域の思いを知ること、兵庫へのシビックプライドの醸成を図るとともに、将来の自分や未来社会について考えるきっかけやヒントを与えることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

ひょうごの魅力をお届けお仕事体験業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3 業務内容

(1) 兵庫県在住の子どもたちが、県内各地で展開するひょうごフィールドパビリオンの活動現場を仕事として体験し、活動の魅力や活動に携わる人の思いを調査

(2) 体験を通して学んだ内容や気づき・発見を発信するための紹介パネルを制作し、万博期間中に万博会場等で発表会を実施

※ひょうごフィールドパビリオンとは：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

(基本的な考え方)

主たる業務内容は下記のとおりとするが、事業の実施にあたっては、公民連携の枠組みを広く取り入れた創意工夫あふれる企画とすること。

また、本事業に参加していない子どもたちにも、広く事業効果が波及・浸透していくような取組みとして事業を展開すること。

【令和 6 年度】

(1) 全体の企画立案・計画策定業務

(ア) 全体スケジュールの作成及び管理、総合企画

(イ) ひょうごフィールドパビリオンを仕事として体験するプログラム（以下、「体験プログラム」という。）の全体企画（行程表や運営マニュアル、体験シナリオ等の作成を含む）

(ウ) 体験プログラムの選定、協議・調整

※ただし、プログラムの選定にあたっては、事前に県と協議のうえ決定すること

(エ) 体験プログラムの事前実地調査（現地ヒアリング）

(オ) 業務実施にあたっての各種問い合わせ事務局の設置・運営

(2) 事業実施に必要な物品等の制作業務

- (ア) 参加者募集に必要なチラシ等の制作（デザイン費含む）
- (イ) 体験プログラムの実施に必要なグッズの制作・リース（デザイン費含む）
- (ウ) その他事業実施に必要な物品等の制作・リース

(3) 広報関係業務

- (ア) 広報活動の企画立案
- (イ) ポスターやリーフレット等の配布計画・制作、配布（令和6・7年度の共通業務として、R7まで継続した活動を行うこと）
- (ウ) デジタルサイネージやSNS等を活用した効果的な情報発信（令和6・7年度の共通業務として、R7まで継続した活動を行うこと）
- (エ) プログラム体験中の子どもたちの様子や紹介パネルの制作過程等を撮影した記録写真・動画の撮影、動画等を活用したプロモーション活動の展開

(4) 体験プログラムの運營業務

- (ア) 参加者の応募、応募受付・選考など、参加者決定までの一切の業務
- (イ) 参加者を対象としたオリエンテーションの実施
- (ウ) 体験プログラムの運営に必要なスタッフの手配・管理、スタッフ研修の実施
- (エ) 体験プログラムの現地までの交通手段の確保・調整（(例)貸し切りバス等）
- (オ) 参加者・スタッフ等の宿泊施設の確保・調整（宿泊付きで体験を実施する場合）
- (カ) 傷害保険等の必要な保険への加入
- (キ) 体験プログラム当日の運営
- (ク) 参加者へのアンケート実施、集計・分析等

(5) 令和7年度に実施するイベント（発表会）の準備業務

- (ア) 令和7年度に万博会場等で実施する発表会の企画立案・計画策定
- (イ) 発表会に必要な紹介パネル等の制作（資料作成、会場調整、参加者への連絡等の事前準備を含む）
- (ウ) 発表会の実施に係る運営マニュアル・サイン計画の作成
- (エ) 発表会の運営に必要なスタッフの手配・管理、スタッフ研修の実施

(6) 業務報告書の作成

(7) その他業務の実施に必要な事項

【令和7年度】

(1) 発表会の実施

- (ア) 発表会に必要な物品やノベルティ等の制作・リース（デザイン費含む）
- (イ) 発表会開催にあたってのリハーサルの実施
- (ウ) 警察・消防・保健所等への事前協議・申請関係全般（必要に応じて）
- (エ) 発表会の運営（設営・撤去等の準備業務を含む）

(2) 業務報告書の作成

(3) その他発表会の実施に必要な事項

【その他の留意事項】

- (1) 対象は、県内に在住する小学生・中学生とし、参加者の地域バランス等を考慮するとともに、できるだけ多くの子どもたちが参加できる企画とすること。
- (2) 体験プログラムの実施にあたっては、できるだけ多くのフィールドパビリオンの認定プログラムを体験できる企画とすること。
- (3) 令和7年度の発表会実施時期や場所等の詳細は未定であるが、想定は以下のとおり。ただし、会場の使途や設備の状況は現在の想定であり、今後変更の可能性あり。

候補：万博会場関西パビリオン「多目的エリア」【約 130 m²、屋外（屋根あり）】
（主な会場設備）ポータブルステージ（幅 6m×奥行 2.4m）、75 インチモニター、イス 100 脚程度、ワイヤレスマイク等の設備あり。簡単な音楽イベントやトークイベントには対応可能な見込み。

4 著作権

- (1) 受託者は、成果品に使用するすべてのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、兵庫県に帰属し、本業務終了後においても兵庫県が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

5 事業実施上の留意点

- (1) 本プロポーザルは、受託者を選定するために行うものであり、業務内容は改めて県と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。この際、事業の目的を達成するため、県の指示により仕様の追加や変更を行うことがある。
- (2) 受託者は、事業の履行にあたり県の指示に従うとともに、県と密に連絡・調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令・規定・基準・指針等については、これを遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、事故及びデータの漏洩・滅失等の予防に十分留意し、事業の信頼性及び安全性の確保に努めなければならない。
- (4) 受託者は、事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 受託者は、事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (6) 再委託
 - (7) 受託者は、業務の全部又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を一括

して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- (イ) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下、「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下、「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、承認を得た場合は、承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
- (ウ) 県が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、受託者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- (エ) 受託者は、業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、県に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、県の書面による承認を受けなければならない。なお、第4次委託等以降も同様とする。
- (オ) 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、受託者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、県の承認を受けなければならない。
- (カ) 受託者は、業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、県に対しすべての責任を負うものとする。

6 その他要件等

- (1) 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、県と協議した上で、業務実施に係る業務計画書を作成し、県の承認を得るものとする。
- (3) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担すること。
- (4) 受託者は、本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、県の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、本業務の実施に当たり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議上、決定するものとする。